

広島県告示第二〇二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡村医院	呉市三条二丁目二番五号	平成二〇年二月七日
谷岡産科・婦人科	三次市三次町一七七八番三号	平成二〇年二月三十一日
市立三次中央病院	三次市東酒屋町字敦盛五三二番地	平成二〇年四月一七日
丸石内科クリニック	江田島市能美町鹿川一二六三番地一	平成二二年一月一〇日
清重薬局	呉市本通五丁目一一番一号	平成二〇年二月三十一日
健伸薬局	東広島市西条岡町三番二四号	平成二〇年八月一七日